

特許庁委託事業

タイにおける 知的財産の審判等手続に関する調査

2020 年 3 月

日本貿易振興機構（JETRO）
シンガポール事務所 知的財産部

第3章 調査結果

第1 審判手続の概要と対象権利及び審判機関

1. 審判手続の概要

一般的に知的財産の審判手続には、①知的財産庁の判断（拒絶査定や異議申立に対する決定等）の妥当性を検証するための「審査の上級審」としての審判手続（以下「査定系審判手続」という。）、②知的財産権の取消請求等に対する判断を行うための「紛争の解決」としての審判手続（以下「当事者系審判手続」という。）、③その他の審判手続がある。

タイでは、①査定系審判手続に該当するものとして DIP 長官又は登録官による補正命令、拒絶査定、異議申立への決定等に対する不服申立の審判手続が、②当事者系審判手続に該当するものとして取消請求等の審判手続が、③その他の審判手続に該当するものとして強制実施権付与に関する DIP 長官の決定やライセンス付与に関する登録官の決定等に対する不服申立の審判手続があり、DIP 内に設置されている特許委員会及び商標委員会で実施される。

2. 対象権利及び審判機関

(1) 特許権・小特許権

特許権・小特許権は審判手続の対象であり、DIP 内に設置されている特許委員会において審判手続が実施される。

特許委員会は、法制委員会事務総長を議長とし、内閣によって指名された科学、工学、工業、農業、薬学、経済、法律の分野における有識者 12 名以下の委員から構成され、委員のうち少なくとも 6 名は民間から任命される¹。委員の任期は 2 年間で再任可能である²。現在のメンバーは 13 人である。

(2) 意匠権

意匠権は審判手続の対象であり、DIP 内に設置されている特許委員会において審判手続が実施される。

(3) 商標権

商標権は審判手続の対象であり、DIP 内に設置されている商標委員会において審判手続が実施される。

¹ タイ特許法（Patent Act (No.2) B.E. 2535 及び Patent Act (No.3) B.E. 2542 による改正後の Patent Act B.E. 2522 を意味し、以下「特許法」という。）第 66 条

² 特許法第 67 条

商標委員会は、DIP 長官を議長とし、司法審議会事務局長（又はその代理人）、検事総長（又はその代理人）及び内閣によって指名された 8 名以上 12 名以下の知的財産権又は商標権に関する経験を有する法律又は商業分野の有識者から構成され、有識者のうち少なくとも 3 分の 1 は民間から任命される³。なお、委員の任期は 4 年間で再任可能であり⁴、現在のメンバーは 14 人である。

³ タイ商標法（Trademark Act (No.2) B.E. 2543 及び Trademark Act (No.3) B.E. 2559 による改正後の Trademark Act B.E. 2534 を意味し、以下「商標法」という。）第 95 条

⁴ 商標法第 97 条

第3 意匠権の審判手続

1. 審判手続の種別

特許法では、意匠権に関連して以下の審判手続を規定している。なお、タイでは、意匠権の取消請求は DIP ではなく、裁判所で審理されることとなるため、当事者系審判手続は規定されていない（特許法第 64 条）。

査定系審判手続

- ① DIP 長官による共同意匠権者の出願参加に関する決定に対する不服申立（特許法第 15 条、第 65 条、第 72 条）
- ② DIP 長官による意匠出願の拒絶査定に対する不服申立（特許法第 28 条、第 61 条、第 65 条、第 72 条）
- ③ DIP 長官による異議申立に関する決定に対する不服申立（特許法第 34 条、第 61 条、第 65 条、第 72 条）

その他の審判手続

- ④ DIP 長官による職務意匠の報奨金の決定に対する不服申立（特許法第 12 条、第 65 条、第 72 条）

2. 申立人の要件

審判手続の申立人の要件は、以下のとおりである。以下のとおり、申立人が限定されているため、匿名での申立は認められない。

手続種別	申立人
<u>査定系審判手続</u>	
① 共同意匠権者の出願参加に関する決定に対する不服申立	利害関係人
② 意匠の拒絶査定に対する不服申立	利害関係人
③ 異議申立に関する決定に対する不服申立	利害関係人
<u>その他の審判手続</u>	
④ 職務意匠明の報奨金の決定に対する不服申立	利害関係人

3. 申立の期間

審判手続の申立の期間は、DIP 長官の決定・命令を受領した後 **60 日以内** となっている（特許法第 72 条）。

4. 申立理由・手続・単位

審判手続は、DIP 長官による決定・命令に対して不服がある場合に申立てることができ、特段申立理由に関する制限はない。

申立は、所定の申立書及び委任状各 1 部並びに申立に関連する証拠書類 10 部を特許委員会に提出し、かつ、相手方がいる場合には相手方にもこれらの書類を送付することで開始される¹³。但し、申立と同時に証拠書類を提出できない場合には、申立から 60 日以内であれば追完することができ、この追完期間は 30 日を上限として 2 回（合計で 60 日が上限）まで延長を申請することができる¹⁴。申立書等の提出は、DIP 窓口での提出、郵送での提出、オンラインシステムによる提出が認められているが、現地代理人によればオンラインシステムには頻繁に不具合が生じているため、窓口又は郵送で提出することが一般的とのことであった。なお、法令には規定されていないが、DIP 及び現地代理人からのヒアリングによれば、書類の言語がタイ語以外の場合には少なくとも審判手続に関連する部分についてはタイ語翻訳を提出すべきとのことである。また、外国人又は外国法人が作成した委任状は作成した国の公証人による公証が必要である。

また、拒絶査定や決定の一部についてのみの審判手続の申立の可否については法令に定めはないが、DIP 及び現地代理人からのヒアリングによれば、可能ではあるものの、実務上は一部申立が行われることは稀であり、仮に一部申立を行った場合であっても特許委員会は全ての請求項についての DIP 長官の決定を検討した上で判断を行うとのことであった。

審判手続は、DIP 長官による決定・命令に対して不服がある場合に申立てることができ、特段申立理由に関する制限はない。また、DIP 長官による決定・命令の一部についてのみの審判手続の申立の可否については、法令に定めはないものの、DIP 及び現地代理人からのヒアリングによれば、可能ではあるものの、実務上は一部申立が行われることは稀であり、仮に一部申立を行った場合であっても決定・命令の全てについて検討した上で判断を行うとのことであった。

¹³ 特許法第 72 条、DIP 決定第 13 条、第 15 条

¹⁴ 特許委員会規則第 6 条

5. 申立の補正の可否

申立人は、審判手続の申立後 60 日以内であれば、申立書の補正を行うことができる¹⁵。補正期間は 30 日を上限として 2 回（合計で 60 日が上限）まで延長を申請することができる¹⁶。

なお、補正の際に追加の陳述書や証拠書類を追完することもできるが、当初の申立書に記載されていない新たな事実や主張を追加することはできない¹⁷。

6. 取下手続・単位

審判手続の申立の取下については法令に定めはないが、DIP 及び現地代理人からのヒアリングによれば、補正と同様に審判手続の申立後 60 日以内であれば、取下を行うことが可能とのことである。

また、前記第 3 章第 3 第 5 項に記載する方法に従って申立書を補正することにより、一部の申立についてのみ取り下げることと同様の効果を得ることも可能であるが、前記第 3 章第 3 第 4 項のとおり、実務上は一部申立であっても、全ての決定又は命令について判断されるため、申立の一部についてのみ取り下げるメリットはない。

7. 審判手続内での出願の補正・訂正手続

出願に対する拒絶査定や異議申立に関する決定に対する審判手続内で出願自体の補正又は訂正が行えるか否かについては法令に定めはないが、DIP 及び現地代理人からのヒアリングによれば、認められないとのことであった。

DIP 及び現地代理人によれば、出願の補正又は訂正は、特許委員会ではなく、DIP の登録官に対して申請するものであるため、特許委員会に対して申請することはできず、特許委員会の決定を待った上で、別途出願の補正又は訂正の申請を DIP の登録官に対して行わなければならないとのことであった。もっとも、軽微な修正又は是正（誤字・脱字の修正や名称の誤記の修正等）であれば、審判手続中であっても、DIP 登録官に対して申請することができるとのことであった。

¹⁵ 特許委員会規則第 6 条

¹⁶ 特許委員会規則第 6 条

¹⁷ 特許委員会規則第 5 条

8. 審判方式（書面か口頭か、面接の可否、決定方法・基準の有無等）

特許委員会による審判の具体的な方式については法令に定められておらず、特許委員会はその決定にあたり提出された証拠や陳述書を検討することができるということのみが規定されている¹⁸。

この点、DIP 及び現地代理人からのヒアリングによれば、特許委員会は提出された書面のみを検討し、申立人やその他の利害関係人からのヒアリングを行わないのが一般的であり、特許委員会によるヒアリングが行われるのは非常に稀な場合のみとのことである。もっとも、ヒアリングを行うか否かは特許委員会の裁量によるものであり、何らかの基準があるわけではない。また、申立人から特許委員会に対して面接の申し込みを行うことは可能だが、面接が受け入れられるかについても特許委員会の裁量によるとのことである。

9. 審判手続（審判官の体制、独立性の有無等）

特許委員会の決定は、委員の総数の半数以上の出席をその定足数とし、出席委員の過半数をもって決定されることとなっている¹⁹。もっとも、DIP 及び現地代理人からのヒアリングによれば、通常は特許委員会内に設置されている意匠を担当する分科会²⁰に各案件が配属され、分科会において先行して検討が行われるとのことであった。分科会は特許委員会の委員 7 名で構成されており、実際には分科会の事務局が書類等の検討を行った上で分科会を招集し、分科会の構成員の総数の半数以上の出席をその定足数とし、出席委員の過半数をもって当該審判手続に関する決定が行われる。その後、分科会で決定された内容が特許委員会に上程され、最終的に特許委員会において承認を得るという流れを採るとのことである。

10. 審判官の資格要件と除斥、忌避、回避の可否及び手続

特許委員会の委員の資格要件は、前記第 3 章第 1 第 2 項(1)記載のとおり、法制委員会事務総長並びに内閣によって指名された科学、工学、工業意匠、農業、薬学、経済、法律の分野における有識者である。

審判官の除斥、忌避、回避の手続は法令には規定されていないが、DIP 及び現地代理人からのヒアリングによれば、審判内容について一定の利害関係を有する委員は審判手続に参加できないこととなっているため、利害関係を有

¹⁸ 特許法第 73 条、特許委員会規則第 5 条

¹⁹ 特許法第 69 条

²⁰ 特許法第 71 条

する審判官がいる場合には、特許委員会の判断又は申立人等からの申請に基づいて、当該委員を忌避又は回避することが可能である。

11. 審判期間

DIP の通達では審判手続は 19 か月以内に完了させなければならないこととなっているが、現地代理人からのヒアリングによれば、実際は 1 年程度で完了するとのことである。

12. 審決の具体的内容

審決の具体的な内容は案件ごとによるが、異議申立に関する決定に対する審判手続を例にとると、主に以下のような内容から構成されている。

- ① 出願人の名称、対象となっている意匠権の名称、出願番号、出願日及び公開日
- ② 異議申立人の名称、異議申立日、異議申立の理由と提出された証拠の概要
- ③ 出願人の異議申立に対する反論内容と提出された証拠の概要
- ④ DIP 長官の決定内容及びその理由
- ⑤ 審判請求に対する特許委員会の決定とその理由

13. 審決の確定と効果

審決の確定要件と確定の効果は、以下のとおりである。

手続種別	確定要件と効果
査定系審判手続	
① 共同意匠権者の出願参加に関する決定に対する不服申立	出願人等は、審決に対して、審決の受領日から 60 日以内に裁判所に不服申立をすることができるため、60 日以内に提訴されなかった場合に確定する。 審決によって不服申立てが棄却された場合には出願人等は DIP 長官の決定に従わなければならない、DIP 長官の決定が破棄された場合には DIP 長官は審決に従わなければならない。
② 意匠の拒絶査定に対する不服申立	
③ 異議申立に関する決定に対する不服申立	

その他の審判手続	
④ 職務意匠明の報奨金の決定に対する不服申立	出願人等は、審決に対して、審決の受領日から 60 日以内に裁判所に不服申立をすることができるため、60 日以内に提訴されなかった場合に確定する。 審決によって不服申立てが棄却された場合には出願人等は DIP 長官の決定に従わなければならない、DIP 長官の決定が破棄された場合には DIP 長官は審決に従わなければならない。

14. 審判・審決の公開の有無

特許委員会による審判手続は非公開であり、審決も原則として公開されていない。

15. 審判の件数及び取消率

DIP から開示された資料によれば、過去 5 年間の意匠権の審判手続の申立件数は後記のとおりである。

年	件数
2015	14
2016	46
2017	96
2018	70
2019	40

また、現地代理人からのヒアリングによれば、特許委員会において DIP 長官の決定又は命令が覆される確率は 60%から 70%とのことであり、比較的高い確率で申立人の主張が認められているようである。

16. 審決取消訴訟の件数及び取消率

特許委員会の審決を不服として裁判所に審決取消訴訟が提起される件数は不明である。

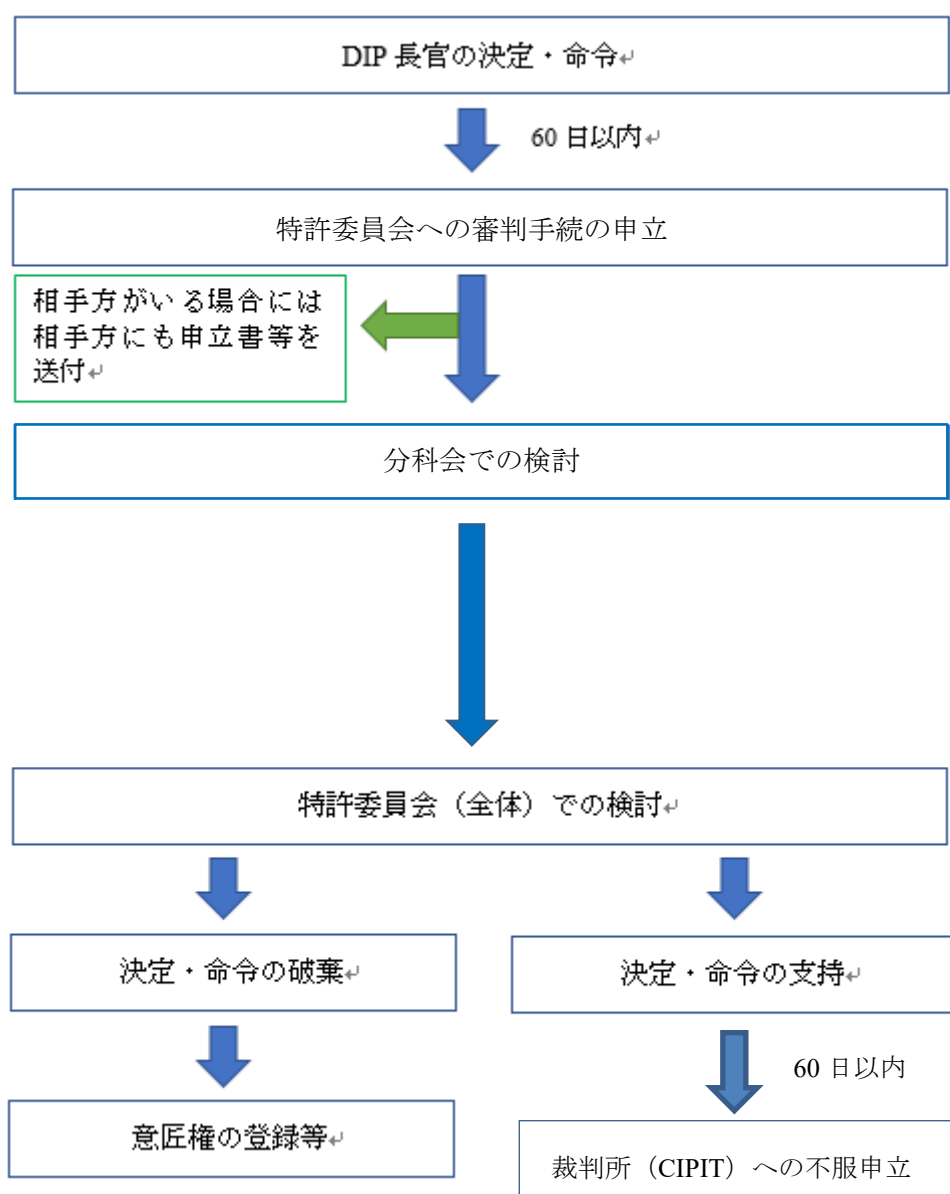
また、現地代理人からのヒアリングによれば、裁判所は特許委員会の審決を

支持することが多く、審決取消が認められる件数は少ない（10%程度）とのことである。

17. 料金

特許委員会への審判手続の申立費用は、申立1件当たり500バーツ（約1,725円）であり、審判手続の内容等によっても変わりはない。

18. 手続フローチャート



19. 審判の利用可能性（質及びスピード等）、審判の効果的な活用策、代表的な事例等

意匠権に関する審判手続も、特許権に関する審判手続と同様、特許委員会の審判手続において申立人の主張が認められ、DIP 長官の決定又は命令が覆される確率は比較的高いことから、意匠権の審判手続は権利者にとって非常に有益なものであると言える。

審判手続の中では、意匠出願の拒絶査定に対する不服申立と異議申立に関する DIP 長官の決定に対する不服申立の件数が多いとのことであるため、権利者としては意匠出願の拒絶査定を受けた場合や自らの意匠出願に関して第三者から異議申立がなされ、DIP 長官が当該異議申立を認める決定を下した場合には、審判手続を申立てることが効果的である。

第4章 本調査結果の分析・まとめ

以上が、本調査結果の詳細である。

タイにおける知的財産の審判手続については、その審理方式や手続の詳細が法令に規定されておらず、特許委員会及び商標委員会の裁量に委ねられている部分が多く、手続の流れや結果について予測することが困難であるため、権利者にとってはやや使い辛い制度であると言えよう。

もっとも、DIPにおける審査のレベルは飛躍的に向上しているものの、審査官の決定又は命令が常に合理的とは限らないため、審判手続においてその是非を問うことは非常に有益である。タイにおける審判手続には、それなりの時間と費用がかかることは否定できないが、特許委員会におけるDIP長官の決定又は命令の取消率や、裁判所における商標委員会の審決の取消率を考慮すると、最終的に判断を覆し、権利者の主張が認められる可能性は高いことから、対象となる知的財産権が自社にとって重要な権利である場合には、積極的に審判手続を活用することは検討に値する。

以 上

特許庁委託事業

タイにおける知的財産の審判等手続に関する調査

発行

日本貿易振興機構シンガポール事務所 知的財産部

協力

TMI Associates (Singapore) LLP

2020 年 3 月発行 禁無断転載

本冊子は、2019 年度に日本貿易振興機構シンガポール事務所知的財産部が TMI Associates (Singapore) LLP の協力のもと作成したものであり、その後の法改正等によって記載内容の情報は変わる場合があります。また、記載された内容には正確を期しているものの、完全に正確なものであると保証するものではありません。